

平成15年度 厚生労働科学研究費補助金

がん予防等健康科学総合研究事業

特定給食施設における栄養管理の実施状況と
その基準に関する研究

報告書

平成16（2004）年 3月

主任研究者 石田 裕美
(女子栄養大学)

目 次

総括研究報告書

「特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究」

石田 裕美 4

分担研究報告

「健康増進法施行に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況」

— 特定給食施設等に関する書類の法的整備状況 —	井上 浩一	9
— 健康増進法施行に伴う変化と課題 —	村山 伸子	17
— 栄養管理報告書の現状と課題 —	石田 裕美	26

(資料) 資料1 特定給食施設等に係る書類の例

「特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査」 由田 克士 42

「給食の品質評価に関する実態調査」 平田 亜古 47

資料

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関連する各自治体の
法的整備状況調査票 62

特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査(調査票) 66

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関連する各自治体の
法的整備状況調査の自由記述欄まとめ 74

特定給食施設における栄養管理の実施状況調査の集計結果 91

総括研究報告書

特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授

研究要旨

健康増進法においては、国民の健康増進を図るための措置の一つとして特定給食施設において適切な栄養管理を行わなければならないことが規定されている。本研究は、自治体が法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかを検討することおよび、特定給食施設で適切な栄養管理を実施するにはどのようなシステム構築が必要かを検討することを目的としている。

本年度は各自治体の特定給食施設に関連する法的整備状況について、健康増進法施行に伴う変化と課題を把握した。また、特定給食施設における栄養管理の実施状況および品質管理の実施状況について調査を行なった。

127の自治体に郵送法で調査票を配布し、93自治体から回答が得られた。法的な整備状況はおむね進んでいると思われるものの、自治体間の格差が認められた。共通の課題は給食施設の指導や支援がシステム化していないことである。今年度の結果をふまえ、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくような自治体の支援についてシステム化をすすめていくことが必要と考えられた。

給食施設に対する調査は、全国562施設の特定給食施設等を対象に栄養管理（栄養アセスメント、給食計画、栄養教育）の実施状況並びに健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理基準の周知状況を郵送法で調査し回収率58%であった。

健康増進法のうえでは同一の枠組みとして取り扱われる特定給食施設であっても、病院、福祉施設、事業所、学校、幼稚園・保育所など対象や給食の目的の違いによって、現状の栄養管理には大きな差が認められた。また、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理基準および関連通知内容は十分に理解されている状況にはなかった。

生活習慣病の一次予防として給食の役割が期待される事業所給食について、保健所が優良と評価する施設3カ所において品質管理の実施方法について面接調査を行った。いずれの施設も給食の運営については全面委託をしていた。施設側が給食や健康教育に対して重要性を理解し、それらの行為に経費をかけるという積極的な関わりをもっている施設かどうかで、栄養管理の良否が決定できると推察された。

研究2年目はこれらの結果をふまえ、自治体、給食施設両者の協力を得て適切な栄養管理を実施するための具体的なマニュアル作成とシステム化を試み検証する。

【研究組織】

分担研究者

井上浩一 (関東学院大学 助教授) 平田亜古 (宮城学院女子大学 助教授)

村山伸子 (新潟医療福祉大学 助教授)

由田克士 (独立行政法人国立健康・栄養

研究協力者

研究所 食事評価法研究室 室長) 小林奈緒 (新潟医療福祉大学 助手)

A. 研究目的

国民の健康増進を図るための措置の一つとして健康増進法において特定給食施設における適切な栄養管理の実施が規定された。特定多数の人々に継続的に食事を提供する給食は、健康増進の基盤整備において「食環境づくり」に位置付き、その期待に対応できる内容が望まれるところである。

特定給食施設は、施設の目的、対象者のライフステージを含めた特性等により様々な種類があり、給食提供に関する法的根拠も施設の種別により異なる条件がある。また、その運営には施設設備の制約、経費等、経営上の条件が大きく影響する。これらのことより栄養管理の実施状況は施設により大きく異なることが予想される。一方、特定給食施設の行政指導は、その業務が都道府県、政令市、特別区（以下「自治体」とする。）の自治事務とされていることから、施設指導やその評価基準が自治体により異なりかつ栄養管理の捉え方にも違いがあることが予想される。しかし、これまでの各給食施設における栄養管理の実施状況は種類別の施設数の把握や、管理栄養士、栄養士の配置状況などの統計資料にとどまっており、給食施設での栄養管理の実施状況を施設の種類ごとに横断的に調査したものは見られない。また、自治体の給食施設指導の状況等についても、自治体を横断的に調査したのではなく、給食施設指導が地域住民の健康増進にどのように寄与しているか明らかでない。本研究は、自治体が法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるべきかを検討することおよび、特定給食施設で適切な栄養管理を実施するためにはどのようなシステム構築が必要かを検

討することを目的とする。

B. 研究方法

(1) 健康増進法に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況

保健所を持つ 127 自治体へ調査票を配布すると同時に、細則等の法規関連書類および特定給食施設に関する書類の送付を依頼した。調査票では栄養改善法から健康増進法に変わったことに伴う施設指導の変化を①自治体の条例・細則の制定、②特定給食施設に関する書類の整備、③特定給食施設以外の給食施設の栄養管理の規定、④特定給食施設指導の基準の設定の 4 項目から調査した。調査は郵送法で平成 15 年 10 月に実施し平成 16 年 1 月初旬までに回収した。

(2) 特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査

全国に所在する特定給食施設の 1 % に相当する 562 施設を調査対象とし、調査票（特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査）を送付した。調査内容は栄養アセスメント、給食計画、栄養教育の実施状況である。調査は平成 15 年 12 月に実施し平成 16 年 2 月までに回収した。

(3) 給食の品質評価に関する実態調査

調査協力の得られた 4 自治体の保健所に対し栄養改善法施行時に優良施設と評価された事業所ないしは工場の特定給食施設を 1 カ所以上推薦することを依頼した。その結果 3 自治体から推薦のあった 3 施設を調査対象施設とした。特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査と同じ調査票を用いた。同時に品質管理の実施状況について栄養管理業務担当者から面接聞き取り調査を実施した。調査は平成 16 年 3 月に実施した。

C. 結果

(1) 健康増進法に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況

1) 特定給食施設等に関する書類の法的整備状況

保健所を持つ 124 自治体のうち、書類の提出が得られたのは 90 自治体（回収率 70.9%）であった。

特定給食施設に関する書類に関する様式など具体的・詳細な規定は、その規定の種類や仕方に違いが見られるものの、全ての自治体において何らかの形で整備されていた。特定給食施設の栄養管理報告書に関しては、省令に規定する栄養管理基準を適切に遵守しているかを確認する上で必要な規定である。この規定を設けている自治体は 8 割を越えたものの、その結果を施設に還元するための栄養指導票の規定は約 7 割と行政指導業務を効果的かつ効率的に行うまでの一連のシステムが構築されていない自治体が見られた。

小規模給食施設に関しては、条例などにおいて規定を設けている自治体は約 3 割に留まっており、その内容は簡素なものになっていた。

2) 健康増進法施行に伴う変化と課題

保健所を持つ 124 自治体のうち調査票の回答が得られたのは 93 自治体（回収率 73.2%）であった。

栄養改善法施行時と比較して、特定給食施設等に関する条例の制定自治体数は変化がなく、規則・細則制定自治体数が増加した。また、特定給食施設に関する書類の整備状況では栄養管理報告書の提出を求める自治体は減少し、巡回指導時の資料にしているが結果の返却をしている自治体は

37% に留まっていた。特定給食施設以外の給食施設の栄養管理については法的根拠を弱めた自治体も見られた。栄養改善法と比較して解釈上の変更点は、「栄養管理基準やその義務規定が明確化され、栄養管理の重要性が増した」ことなどがあげられた。また、健康増進法による効果として期待されることとしては、栄養管理の担い手としての「特定給食施設の価値が高くなる」などの他、施設側の義務、行政側、利用者側にとってのメリットなど多面的な効果が上げられた。

3) 栄養管理報告書の現状と課題

栄養管理報告書の提出は 64 自治体（回収率 50.4%）であり、これについて解析を行った。報告書の名称は「特定給食施設栄養管理状況報告」をはじめ 28 種類認められた。提出回数は年 1 回～6 回の範囲にあり、また施設の種類により報告書の書式を変更している自治体が 46 自治体あった。報告書に記載を求めている項目も多岐にわたり、自治体の法の解釈の違い、栄養管理の捉え方の違いが認められた。栄養管理基準において利用者の栄養状態等のアセスメントの実施が求められているが、この項目を取り上げる自治体は少なかった。また、用いる用語の定義をめぐり不統一が見られた。

(2) 特定給食施設などにおける栄養管理の実施状況

全国の給食施設のうち 562 施設に調査を依頼し 326 施設（回収率 58.0%）から回答を得た。健康増進法のうえでは同一の枠組みとして取り扱われる特定給食施設でも、病院、福祉施設、事業所、学校、幼稚園・保育所など対象者や給食の目的の違いにより現状の栄養管理には大きな違いが認めら

れた。利用者に対するアセスメントを実施している施設は、老人福祉施設や病院の約8割以上に認められたが、その他は6割に満たなかった。実施していない理由としては、人手不足をあげる施設が最も多く、他部門で実施している情報を入手するシステムがない、業務に必要性が認められない、方法がわからないと続いていた。また、健康増進法に基づく栄養管理基準ならびに関連の通知内容は必ずしも十分に理解されていなかった。

(3) 給食の品質評価に関する実態調査

3自治体から推薦された3事業所はいずれも給食業務を全面委託していた。2施設は特定給食施設、1施設は1回の提供食数が80食以下の小規模施設であった。いずれも委託給食会社が給食を運営しており、本社で作成されたメニュー、調理指示、調理工程、衛生管理に基づいて給食運営がなされていた。栄養管理の目標が定められている施設は1施設のみで、設定されている施設でも、給食運営の最優先決定要因はコスト、ロスを無くすであった。栄養管理の目標が設定されている施設は受診率の低下、有所見者率の低下、疾病に関わるデータが正常になることを評価指標にしていた。料理の品質基準は、盛りつけ量、塩分濃度について基準が設定されているものの、調理過程での作業管理上の確認のみで、実際の提供料理についての確認の有無やチェック方法は必ずしもシステム化されていなかった。また、温度管理については設備上の対応であり、提供温度の基準は設定されていなかった。

D. 考察

健康増進法施行をうけて、自治体の特定給食施設などに関連する法的な整備は、規則や細則の整備、届出など法的根拠のある項目について進んでいた。しかしその一方で栄養管理報告書の提出やその結果の返却については十分に進んでいなかった。これらのことから給食施設への指導が一連のシステムとして成り立っていないことが考えられる。また、法的整備状況には自治体間の格差が大きく、この原因を今後明らかにしていく必要性がある。その上で、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動により、個々の特定給食施設が自ら栄養管理を改善していくための支援の仕組み、地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面からシステム化を進めていく必要がある。一方、給食施設においても、健康増進法の趣旨について必ずしも十分に理解がされている現状ではなかった。健康増進法で示された栄養管理の基準に照らしてその実施状況を見ると、施設の種類によりその実施内容に違いが認められた。給食の目的や対象者の特性により、栄養管理基準の具体的な実施方法が示される必要があると思われる。特に栄養改善法時において優良施設として認められた施設においても、適切な栄養管理を保証するための提供する食事の品質管理が十分には行われているとは言えない状況であった。従って、適切な栄養管理が実施されるための具体的な方法を施設の種類をふまえ明らかにしていくことが課題と思われる。この場合、自治体の給食施設の指導においても、画一的な指導ではなく、給食の目的や対象者の特性、給食の条件などを考慮して栄養管理基準の実施を確認でき

るよう、施設、自治体相互に受け入れられるような具体的な方法が示される必要がある。その際には、使用する用語やその定義などが統一的に使用されるよう、管理栄養士・栄養士活動に関する用語の整理が必要であると考える。

E. 結論

健康増進法が施行され、健康づくりの基盤整備として給食施設で利用者の適切な栄養管理の実施が規定された。給食が「食環境づくり」として位置付き、給食を通して健康増進が推進されるかどうか今後評価されることになる。健康増進法施行後の自治体の法的な整備状況、給食施設での栄養管理の実施状況の現時点での実態は、必ずしも十分な状況とは言えなかった。これらをより適切な状況にしていくためには、自治体における特定給食施設への指導や支援のシステム化が課題であることが明らかとなった。同時に、給食施設においても、栄養管理を実施するためのシステム化が課題である。両者が健康増進法の趣旨を共通に理解し、栄養管理の実施の具体的な方法を明確化した上で、その方法に関する情報を共有することが必要である。

分担研究報告書

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況 特定給食施設等に関する書類の法的整備状況

分担研究者 井上浩一 関東学院大学助教授
分担研究者 村山伸子 新潟医療福祉大学助教授
主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授
研究協力者 小林菜穂 新潟医療福祉大学助手

研究要旨

本研究は、平成 15 年 5 月に健康増進法が施行されたことに伴い、都道府県、保健所設置市、特別区（以下「自治体」という）が同法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかについて検討することを目的としている。今年度は、給食施設に対する円滑な指導や支援のための取りかかりとして、都道府県等の特定給食施設及びその他の給食施設（以下「小規模給食施設」という）に関連する法的整備状況について調査し、その実態と課題を把握した。

保健所を持つ 127 の自治体に対し、郵送法で調査票を配布すると同時に、細則、要綱・通知、指導マニュアル（以下「細則等」という）の法規関係書類の送付を依頼し、法規関係書類については 90 自治体から回答が得られた。

結果は、健康増進法施行後の自治体の細則等の整備については、以下のとおりである。

1. 特定給食施設に関する書類の様式等の具体的・詳細な規定は、その規定の種類及び仕方には違いがあるが、全ての自治体において、細則等の何らかの形式で整備されていた。
2. また、特定給食施設の栄養管理に関して、栄養管理報告書の規定を設けている自治体は 8 割を超えており、その結果としての栄養指導票の規定は約 7 割と一連のシステムが構築されていない自治体が見られた。
3. 小規模給食施設に関して、条例等において規定を設けている自治体は、国の根拠（通知を含む）がないことからも、約 3 割に留まり、その内容についても特定給食施設に比べ簡素なものとなっていた。

今後は、自治体における法的整備については格差と不備が見られることからも、行政の一連の給食施設指導を円滑に進めるにあたって必要不可欠な法規定等は何なのか、自治体の指導システムの一つとして検討し、その確立が必要と考えられる。

A. 研究目的

平成 15 年 5 月に健康増進法が施行されたことに伴い、都道府県等の保健所を持つ自治体は、管轄する特定給食施設において適切な栄養管理がなされるよう、そのための法的整備をはじめ、行政指導に当たるための指導マニュアル等の整備が必要となっている。これまで、集団給食施設に対して

は栄養改善法に基づき行政指導がなされてきたが、健康増進法施行規則において栄養管理基準が初めて示されたことから、自治体では新たにこの基準の趣旨を踏まえた法的整備等が必要である。

このため、本研究では、同法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかについて検討することを目的としており、

今年度は、給食施設に対する円滑な指導や支援のための取りかかりとして、自治体の特定給食施設及び小規模給食施設に関する法的整備状況について調査し、その実態と課題を明らかにする。

B. 研究方法

1. 調査対象及び方法

保健所を持つ 127 の自治体に対し、郵送法で調査票を配布すると同時に、細則等の法規関係書類の送付を依頼し、法規関係書類については 90 自治体から回答が得られた（回収率 70.9%）。

調査期間は、平成 15 年 12 月発送、平成 16 年 1 月末日までに回収した（回収率 70.9%）。

2. 調査項目

健康増進法の施行に伴う法的整備等の状況に関し、特定給食施設は①開始（再開）届、②変更届、③休止（廃止）届、④施設調査報告書、⑤指定通知書、⑥指定取消通

知書、⑦栄養管理報告書、⑧栄養指導票について、小規模給食施設は特定給食施設の⑤、⑥を除く項目について、細則、条例、要綱・通知のいずれに規定されているのか把握した。また、双方の施設について、①から⑧以外にどのような規定が設けられているのか把握した。

C. 研究結果

1. 特定給食施設に関する書類の法的整備状況

1) 細則、要綱・通知による規定状況（表 1、図 1）

健康増進法施行に基づく詳細な規定は、自治体によりその規定の種類及び仕方が違うが、細則のみにより規定している自治体は 59 (65.6%)、細則、要綱・通知により規定している自治体は 22 (24.4%)、要綱・通知のみで規定している自治体は 9 (10.0%) であった。

表1 特定給食施設の様式規定状況(90自治体)

	施設開始 (再開)届	施設変 更届	施設休止 (廃止)届	施設報告 (調査)届	指定通 知書	指定取消 通知書	栄養管理 報告書	栄養指 導票
細則	79/90 (87.7)	79/90 (87.7)	79/90 (87.7)	22/90 (24.4)	52/90 (57.8)	47/90 (52.2)	57/90 (63.3)	43/90 (47.8)
要綱	10/90 (11.1)	10/90 (11.1)	10/90 (11.1)	10/90 (11.1)	19/90 (21.1)	20/90 (22.2)	21/90 (23.3)	19/90 (21.1)
全体	89/90 (98.9)	89/90 (98.9)	89/90 (98.9)	32/90 (35.6)	71/90 (78.9)	67/90 (74.4)	79/90 (87.8)	62/90 (68.9)

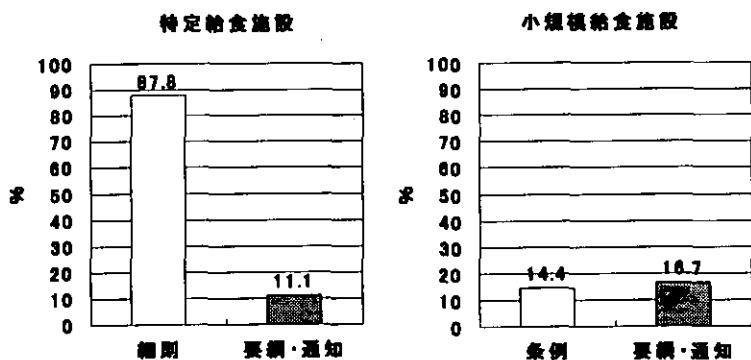


図1 法的基盤の整備状況
—細則、要綱・通知別—

2) 施設が自治体に提出する書類の規定状況(表1、図2)

ア) 開始(再開)届、変更届、休止(廃止)届

これらの3つについては、健康増進法において規定が明確に設けられていることから、1自治体を除き、細則に規定している自治体が79(87.8%)、要綱・通知により規定している自治体が10(11.1%)であった。

イ) 施設調査報告書

この報告書は、開始届出とは別に施設の内容等を事前に把握するための様式の規定

である。これについては、自治体により取扱い及び考え方方に違いがあることから、細則に規定している自治体が22(24.4%)、要綱・通知に規定している自治体が9(10.0%)であった。

ウ) 栄養管理報告書

この報告書は、健康増進法施行規則において示された栄養管理基準に沿って適切な栄養管理がなされているかどうかを確認する上で必要不可欠なものである。細則において規定している自治体は57(63.3%)、要綱・通知に規定している自治体は21(23.3%)であった。

特 定 給 食 施 設

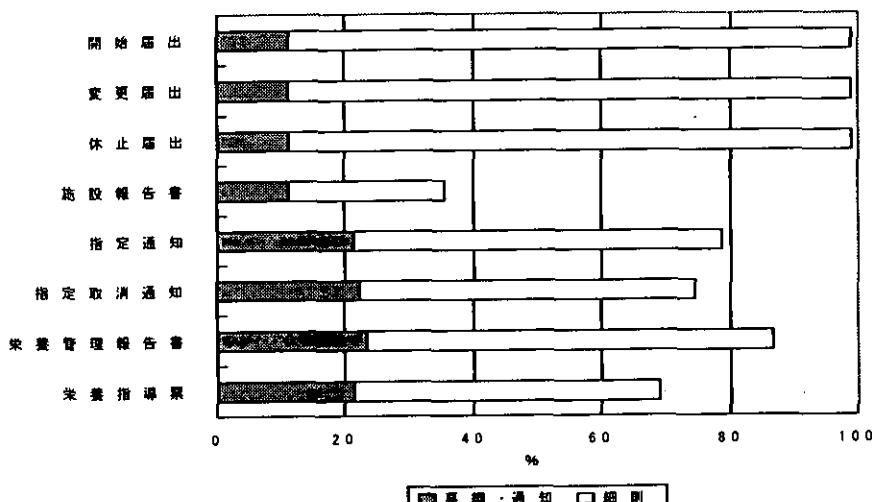


図2 法的基盤の整備状況
—特定給食施設の書類整備—

3) 自治体が施設に交付する書類の規定状況（表1、図2）

ア) 指定通知書

この通知書は、健康増進法施行規則に規定する給食供給数の規模が大きく、管理栄養士を置かなければならない施設（特別の栄養管理が必要な施設で、病院等は1回300食以上または1日に750食以上、その他事業所等は1回500食以上または1日1,500食以上給食を供給する施設）に該当する場合に使用されるもので、細則に規定している自治体は52(57.8%)、要綱・通知に規定している自治体は19(21.1%)であった。

イ) 指定取消通知書

この通知書は、指定通知書を発行した後、規定に該当しなくなった場合に発行する取消通知書である。これは指定通知書に連動するものであるが、自治体によってはその取扱いに違いがみられる。細則に規定している自治体は47(52.2%)、要綱・通知に

規定している自治体は20(22.2%)であった。

ウ) 栄養指導票

この指導票は、栄養管理報告書または施設調査を踏まえて行政指導を実施した際に発行するもので、自治体から施設に対する結果報告書である。結果を細則にて還元することになっている自治体は43(47.8%)、要綱・通知において規定されている自治体は19(21.1%)であった。

4) その他規定されている項目（表2）

①から⑧の項目以外に規定されている項目は以下の8項目であった。

書類の提出・経由、帳簿の整備・保管、改善勧告書・命令書、管理栄養士配置計画書・配置完了届出、台帳の整備、献立作成・保存、給食施設事前届出。

表2 法的基盤の整備状況
—その他の書類の整備—

	特定給食施設		小規模施設	
	細則	要綱通知	条例	要綱通知
書類の提出・経由	37	0	0	0
帳簿の整備・保管	13	1	4	2
改善勧告書・命令書	2	3	0	0
管理栄養士配置計画書	0	3	0	0
台帳の整備	0	1	1	1
献立作成・保存	1	0	0	0
管理栄養士配置完了届出	0	1	0	0
給食施設事前届出	0	1	0	1

2. 小規模給食施設に関する書類の法的整備状況

1) 条例、要綱、通知、細則による規定状況（表3、図1、表4）

小規模給食施設について規定を設けるかどうかは任意であり、健康増進法の規定を受けるものではない。このため、自治体が任意に規定を設けているところは少なく、

取り扱う規模は違うが、小規模給食施設について規定を設けている自治体は 28 (31.3%) であった。その中で、条例に規定している自治体は 13 (14.4%)、要綱・通知に規定している自治体は 13(14.4%)、細則により規定している自治体は 2 (0.02%) であった。

表3 小規模給食施設の様式規定状況(90自治体)

	施設開始 (再開)届	施設変 更届	施設休止 (廃止)届	施設報告 (調査)届	栄養管 理報告 書	栄養指導 票
条例	13/90 (14.4)	13/90 (14.4)	13/90 (14.4)	3/90 (3.3)	9/90 (10.0)	6/90 (6.7)
要綱	13/90 (14.4)	13/90 (14.4)	13/90 (14.4)	6/90 (6.7)	15/90 (16.7)	11/90 (12.2)
細則	2/90 (0.02)	2/90 (0.02)	2/90 (0.02)	1/90 (0.01)	2/90 (2.2)	1/90 (0.01)
全体	28/90 (31.3)	28/90 (31.3)	28/90 (31.3)	10/90 (0.11)	26/90 (0.29)	18/90 (0.2)

**表4 法的基盤の整備状況
一小規模施設規模別状況一**

	細則	条例	要綱・通知
① 1回50食以上又は1日100食以上	2	5	5
② 1回20食以上又は1日50食以上		2	3
③ 1回20食以上			3
④ 特定給食施設以外	3	3	3
⑤ 1回50食以上100食未満 1日100食以上250食未満			2
⑥ 1回20食以上100食未満 1日50食以上250食未満			1
⑦ 1回30食以上100食未満 1日50食以上250食未満		1	
⑧ 1回30食以上60食未満			1
総 数	5	11	18

なお、自治体が取り扱う小規模給食施設の規模は8に分類することができ、最も多かったのは1回50食以上または1日100食以上の施設で、規定を設けていた自治体28のうち12(42.9%)であった。

2) 施設が自治体に提出する書類の規定状況(表3、図3)

ア) 開始(再開)届、変更届、休止(廃止)届

届

これらの3つについては、条例に規定している自治体は13(14.4%)、要綱・通知に規定している自治体は13(14.4%)、細則により規定している自治体は2(0.02%)であった。細則は健康増進法に係るもののみを規定するのが一般的であるが、2つの自治体は条例を設けず細則にて規定したことは希なケースといえる。

小規模給食施設

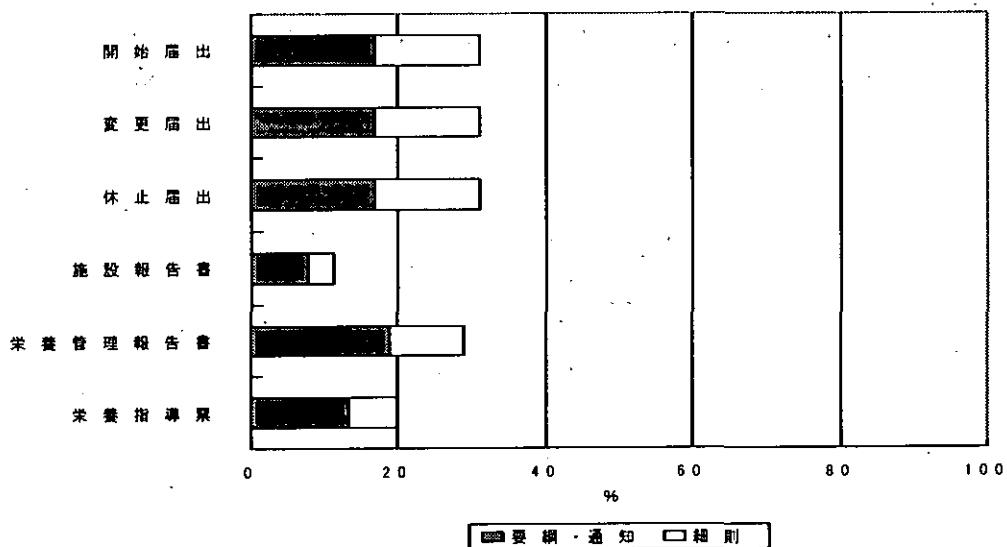


図3 法的基盤の整備状況
—小規模施設の書類整備—

イ) 施設調査報告書

この報告書は、特定給食施設と同様、開始届出とは別に施設の内容等を事前に把握するための様式の規定である。条例に規定している自治体が3(3.3%)、要綱・通知に規定している自治体が6(6.7%)、細則が1(0.01%)であった。

ウ) 栄養管理報告書

この報告書は、特定給食施設と同様、施設の栄養管理状況を把握する上では欠かせないものである。細則において規定している自治体は9(10.0%)、要綱・通知に規定している自治体は15(16.7%)、細則に規

定している自治体は2(0.02%)であった。

3) 自治体が施設に交付する書類の規定状況(表3、図3)

ア) 栄養指導票

この指導票は、特定給食施設と同様、栄養管理報告書または施設調査を踏まえて行政指導を実施した際に発行するもので、自治体から施設に対する結果報告書である。結果を細則にて還元することになっている自治体は6(6.7%)、要綱・通知において規定されている自治体は11(12.2%)、細則で規定している自治体は1(0.01%)であった。

4) その他規定されている項目（表2）

①から④及び⑦、⑧の項目以外に規定されている項目は以下の3項目であった。

帳簿の整備・保管、台帳の整備、給食施設事前届出。

D. 考察

健康増進法の施行に伴う特定給食施設に関する各自治体の法的整備状況について把握した結果、特定給食施設に関する書類の様式等の具体的・詳細な規定は、その規定の種類や仕方には違いが見られるが、全ての自治体において、細則等の何らかの形で整備されていた。

開始届、廃止届の提出義務様式については、健康増進法に届け出る内容が明確に規定されていることからも、ほとんどの自治体がその規定を設けていたが、1自治体が細則または要綱・通知にも規定を設けなかつたのは健康増進法において規定が明確に設けられていることから、あえて規定を設けなかつたものと思われる。しかしながら、健康増進法では届出様式まで規定していないことからも、改めて指導マニュアル等を作成する際には様式を決めざるを得ないものと思われる。

管理栄養士必置指定・指定取り消し通知は、管理栄養士の必置施設である旨の指定を自治体の長が行う規定であることからも、健康増進法に基づく管理栄養士の配置が適切に行われるには必ず設けるべき規定である。しかしながら、指定通知様式の規定を設けていない自治体が全体の約2割見られるなど、整備の不備が見られた。これは自治体が規定を設けるのを忘れたのか、あるいは設けるべきものとの認識がなかったものと考えられる。

特定給食施設の栄養管理報告書に関して、省令に規定する栄養管理基準を適切に遵守

しているのかどうかを確認する上で必要な規定である。この規定を設けている自治体は約8割を超えるものの、その結果として自治体が施設に対して還元すべき栄養指導票の規定は約7割と、行政指導業務を効果的かつ効率的に行う上での一連のシステムが構築されていない自治体が見られる。

また、小規模給食施設に関して、条例等において規定を設けている自治体は、約3割に留まっており、その内容も特定給食施設に比べ簡素なものとなっている。これは国の根拠（通知を含む）がないことに起因するところが大きいと考えられるが、国の根拠の有無にかかわらず、小規模給食施設の重要性を言及し、地方の独自性を出すことが望まれる。

E. 結論

今回の調査は、健康増進法が施行されてから約半年後に実施したが、国の施行規則や通知が施行直前であったこともあり、全体として、法的整備に手間取り、詳細な指導要領等のマニュアル作成までは至っていなかったのが現状である。回答が得られなかつた自治体は法的整備もできていなかつたものと考えられる。健康増進法という新しい法律が創設されたことにより、自治体もその趣旨に添った事業の展開との考えがあり、國の方針がはっきりしないところでは事前に法的整備に着手することは困難であったと考えられる。国にはできるだけ早めにその方針を示すことも必要であろう。また、今回の調査では、自治体における法的整備については格差と不備が見られるところからも、行政の一連の給食施設指導を円滑に進めるに当たって少なくとも必要不可欠な法規定等は何なのか、さらには法規定が適切かつ円滑に運営されるには、自治体において新たにどのような指導マニュアル

や指導手法が必要なのか、自治体の指導システムの一つとして検討し、その確立が必要と考えられる。

参考文献

- 1) 健康増進法・健康日本21研究会：健康増進法実務者必携、社会保険研究所、2003

分担研究報告書

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況

健康増進法施行に伴う変化と課題

分担研究者 村山伸子 新潟医療福祉大学助教授

分担研究者 井上浩一 関東学院大学助教授

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授

研究協力者 小林奈穂 新潟医療福祉大学助手

研究要旨

本研究は、自治体が健康増進法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかについて検討することを目的としている。今年度は、各自治体の特定給食施設に関する法的整備状況について、健康増進法施行にともなう変化と課題を把握した。保健所をもつ127の自治体に郵送法で調査票を配布し、93自治体から回答が得られた。

結果は、康増進法施行後の自治体の特定給食施設に関する行政指導の変化として、以下のことがあげられた。

1. 特定給食施設等に関する条例の制定自治体数は変化なく、規則・細則制定自治体数は増加した。
2. 特定給食施設に関する書類の整備状況では、開始届、廃止届の提出義務、管理栄養士必置特定給食施設の指定・指定取り消し通知書の書式有の自治体は増加したが、栄養管理報告書の提出を求めている自治体は減少し、巡回指導時の資料にしているが、結果の返却をしている自治体は34(37%)に留まっていた。
3. 特定給食施設以外の給食施設の栄養管理について、条例、規則、細則などを定めている自治体数はほとんど変化がなかったが、法的根拠を弱めた自治体がみられた。
4. 特定給食施設指導の基準を制定している自治体は増加し、7割を超えた。
5. 栄養改善法と比較して解釈上の変更点としては、「栄養管理基準やその義務規定が明確化され、栄養管理の重要性が増した」ことなどがあげられた。
6. 健康増進法による効果として期待されることとしては、栄養管理の担い手としての「特定給食施設の価値が高くなる」ことの他、施設側の義務、行政側、利用者側にとってのメリットなど多面的な効果があげられた。

今後は、自治体間の格差とその原因を考慮しつつ、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援のしくみ、②地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面から、システム化をすすめていくことが必要と考えられる。

A. 研究目的

都道府県等の保健所をもつ自治体では、栄養改善法から健康増進法の施行にともない、特定給食施設の行政指導のあり方を見直すことが求められている。しかし、これまで、特定（集団）給食施設に関する行政指導は自治体毎に行われており、全国の自治体の実態は把握されてこなかった。

本研究は、自治体が健康増進法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかについて検討することを目的としている。そのため今年度は、各自治体の特定給食施設に関連する法的整備状況について、健康増進法施行にともなう変化を把握した。この結果から、どのような点が整備され、どのような点は整備が遅れているのかなどの課題を明らかにする。

B. 研究方法

1. 調査対象

保健所をもつ 127 自治体へ調査票を配布し、93 自治体から回答を得た（回収率 73.2%）。

2. 調査項目

栄養改善法から健康増進法に変わったことに伴う施設指導の変化を、次の点から把握した。①自治体の条例・細則の制定、②特定給食施設に関する書類の整備、③特定給食施設以外の給食施設の栄養管理の規定、④特定給食施設指導の基準の設定等（調査票添付）。

3. 調査方法

調査方法は、郵送法でおこなった。調査期間は、平成 15 年 10 月発送 11 月末回収。

C. 研究結果

1. 特定給食施設等に関する条例・細則の制定状況（表 1-1、表 1-2）

条例を制定している自治体は、14 (15%) から 13 (14%) とほとんど変化がみられなかった。規則・細則を制定している（または作成中）の自治体は、74 (80%) から 81 (87%) に增加了。

2. 特定給食施設に関する書類の整備状況（表 2-1、表 2-2、表 2-3）

1) 施設が自治体に提出する書類

①給食開始届

栄養改善法時に、条例で提出を義務づけていた自治体は 9 (10%) であった。

定まった書式があった自治体は 55 (59%) から 83 (89%) に增加し、書式の変更も 68 (73%) で行われた。

②給食届出事項変更届

栄養改善法時に、条例で提出を義務づけていた自治体は 5 (5%) であった。

定まった書式があった自治体は 39 (42%) から 83 (89%) に增加し、書式の変更も 56 (60%) で行われた。

③給食廃止（休止）届

栄養改善法時に、条例で提出を義務づけていた自治体は 9 (10%) であった。

定まった書式があった自治体は 55 (59%) から 83 (89%) に增加し、書式の変更も 67 (72%) で行われた。

④特定給食施設運営報告書

条例で提出を義務付けていた、あるいは細則で提出を求めていた自治体は 26 (28%) から、27 (29%) と変化していなかった。書式を変更した自治体も 23 (25%) に留まっていた。

⑤栄養管理報告書

提出を義務付けていた自治体は 7 (8%) から 14 (15%) に増加したが、義務ではないが提出を求めていた自治体は 53 (57%) から 38 (41%) に減少した。したがって、提出を義務づけているあるいは、求めていた自治体は 60 (65%) から、52 (56%) に減少した。定まった書式がある自治体は、62 (67%) から 65 (70%) に増加し、書式を変更した自治体は 50 (54%) であった。

2) 自治体が施設に交付する書類

①管理栄養士必置特定給食施設の指定通知書

定まった書式がある自治体は、63 (68%) から 69 (74%) と若干増加した。

②管理栄養士必置特定給食施設の指定取消通知書

定まった書式がある自治体は、56 (60%) から 65 (70%) と若干増加した。

(以上、表 2-1)

3) 栄養管理に関する提出書類（栄養管理報告書、栄養月報）の内容の変更

報告書の様式が施設の種類毎に分かれていた自治体は、63 (68%) であった。分かれている場合の種類数は、2 種類 (44%)、5 種類 (22%) の順に多かった。報告書の提出回数は 1 回 (45%) が最も多く、次いで 2 回 (20%)、4 回 (19%) であった（表 2-2）。

報告書の書式上の変更点は、①利用者の身体状況、栄養状態の把握について 10 件、②目標給与栄養量および比率、対象者の把握、給食の利用率など 9 件、③提供した食事の品質について 11 件など、栄養管理の基準の中でも、規則第一号（身体の状況、栄養の状態等の把握、食事の提供、品質管理

及び評価）に関連する項目が多かった（表 2-3）。

報告書の活用方法は、巡回指導時の資料 74 件、栄養管理実施状況の評価 55 件という回答が多かった（表 2-4）。

報告書の内容を検討して結果を返却している自治体は 34 (37%) であり、返却していない 51 (55%) を下回っていた（表 2-2）。返却内容は、給与栄養量 8 件、食材費 7 件、栄養教育状況 6 件であった（表 2-5）。返却に際して根拠となるものは、規則 6 件、細則 6 件などであった（表 2-6）。

3. 特定給食施設以外の給食施設の栄養管理の規定（表 3-1～表 3-5）

特定給食施設以外の施設に関して、条例、規則、細則などを定めている（定める予定を含める）自治体は、46 (49%) から 48 (52%) とほとんど変化がなかった（表 3-1）。

栄養改善法の時点から変更があった場合の理由は、「特定給食施設と整合性を図ったため」8 件、「法令に定めがないため、条例等は定めずに要綱にするなど根拠を変更したため」5 件、「法令に定めがないため、条例を廃止した」2 件、「喫食者の栄養管理を必要とするため、別に条例等を定めた」2 件であった（表 3-2）。

対象となる施設は、「1 回 50 食以上、1 日 100 食以上」の施設が 14 件で最も多かった（表 3-3）。

栄養改善法の時点から変更した理由は、「特定給食施設との整合性を図ったため」3 件などであった（表 3-4）。

栄養管理に関わる報告書の提出を義務づけている 12 (13%)、提出を求めている 29 (31%) であった（表 3-5）。報告書提出以外の栄養管理としては、帳簿等の書類の

整備・保存 4 件、巡回指導 2 件などがあげられた（表 3-6）。

4. 特定給食施設指導の基準の制定等（表 4-1、表 4-2）

基準を定めている（定める予定を含む）自治体は、44 箇所(47%)から 67 箇所(72%)に増加した（表 4-1）。

5. 栄養改善法と比較して解釈上の変更点（表 5-1）

変更点として回答が多かった内容は、「栄養管理基準やその義務規定が明確化され、栄養管理の重要性が増した」19 件、「特定給食施設への助言・指導、勧告・命令、立入検査などを都道府県知事が行うことができるようになるなど、行政として主体的に指導が行えるようになった」13 件であった。

また、届出の義務づけ、管理栄養士配置義務や栄養管理基準の違反について罰則が設けられしたこと、給食施設の設置者の義務が明確化されたことなどもあげられた。

6. 健康増進法による効果として期待されること（表 6-1）

期待されることとして回答が多かった内容は、「特定給食施設における栄養管理の重要性が高まり、特定給食施設の価値が高くなる」21 件、「施設の設置者および給食従事者の栄養管理に対する意識が高まる」（施設側の意識向上）20 件であった。この他、「給食施設指導の必要性が理解され指導がよりスムーズにおこなえる」（行政側のメリット）、国民の健康増進（利用者側のメリット）などもあげられた。

D. 考察

健康増進法施行による特定給食施設に関する各自治体の法的整備状況について把握した結果、全体としては、届出など法的根拠のある項目についての書式の整備は進んだ。また、栄養管理の基準が明確化されたことにともない、特定給食施設指導の基準を制定している自治体も増加し 7 割を超えた。しかし一方で、栄養管理報告書の提出については 5 割、結果の返却は 4 割と、整備や活用がすすんでいない。これらから給食施設への行政指導が一連のシステムとして成り立っていないことが考えられる。

有効な特定給食施設支援のためには、個々の書式の整備だけでなく、今後は、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくような支援システム化をすすめていくことが必要と考えられる。

また、特定給食施設に該当しない施設については、栄養管理をする規定が弱まった。これは、法的に定めがないという認識によると考えられる。

自治体毎にみると、健康増進法の解釈や給食施設に関する行政指導の整備を体系的にすすめているところから、ほとんど変更していないところまで、様々であることが推察されたが、今回の調査ではその実態と原因は明らかにされていない。今回、回答が得られなかった 34 の自治体ではさらに整備がすすんでいないことも考えられる。

E. 結論

健康増進法施行による特定給食施設に関する各自治体の法的整備状況について把握した結果、全体としては、規則や細則の

整備、届出など法的根拠のある項目についての書式の整備は進んだ。また、栄養管理の基準が明確化されたことにともない、特定給食施設指導の基準を制定している自治体も増加し 7 割を超えた。しかし一方で、栄養管理報告書の提出については 5 割、結果の返却は 4 割と、整備や活用がすすんでいない。これらから給食施設への指導が一連のシステムとして成り立っていないことが考えられる。

特定給食施設以外の給食施設の栄養管理については、指導の根拠を弱めた自治体がみられた。

栄養改善法と比較して解釈上の変更点としては、「栄養管理基準やその義務規定が明確化され、栄養管理の重要性が増した」ことなどがあげられた。健康増進法による効果として期待されることとしては、栄養管理の担い手としての「特定給食施設の価値が高くなる」ことの他、施設側の義務、行政側、利用者側にとってのメリットなど多面的な効果があげられた。

今後は、自治体間の格差とその原因を考慮しつつ、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援のしくみ、②地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面から、システム化をすすめていくことが必要と考えられる。

参考文献

- 1) 健康増進法・健康日本 21 研究会：健康増進法実務者必携、社会保険研究所、2003.